

原告 戸田久和
被告 門真市
上代表者 市長 東潤

**門真市公益法人役員情報隠し事件 (2003年7月24日提訴)
国賠訴訟；地裁 第3準備書面**

追加提出証拠の説明と補充主張、並びに争点整理についての意見

2004(平成16)年1月13日

大阪地方裁判所 第7民事部 合議3係 御中

原告 戸田久和 ㊟

【 目 次 】 (全4ページ)

第1；公益法人役員情報公開の重要性を示した最近の事件 P 1

第2；当該法人と門真市が役員氏名を公開している実例 P 2

第3；被告丸抱えに等しい「土地開発公社」等と議会の関係 P 3

第4；被告の主張や裁判所の「争点整理」に関して P 3

資料リスト4 (甲第38号証から甲第50号証まで)

第1；公益法人役員情報公開の重要性を示した最近の事件

公益法人など公的便宜を受けている団体の役員氏名開示が如何に必要なことであるかを示す最近の事件の報道記事が甲第38号証である。

昨年12月21日の毎日新聞朝刊(大阪本社版)の1面トップ記事で、「受注と発注に同一人物」、「2億9000万円お手盛り」との見出しで大きく報道されたこの事件は、「財団法人・イメージ情報科学研究所」の評議員かつ同研究所内の「医療IT推進委員会」委員である人物と、同研究所の外注先の「財団法人・医療情報システム開発センター」の理事長が同

一人物であって、「丸投げ逃れ」問題で疑惑を持たれている、というものである。

この調査報道は、それぞれの財団法人の役員氏名と役職名が公開されているからこそできたことであり、もしも被告の主張のような「公益法人であっても役員氏名は個人情報だから不開示」という主張がまかり通るならば、このような疑惑の発見自体が情報公開によっては不可能であり、また情報公開以外の手段による発見に基づいた報道は「個人情報の侵害」として罪に問われてしまうことになってしまう。

こういう事態が如何に「税金（等公的便宜）の使い道の透明公正さ確保」に反するか、公益確保に反するかは言うまでもない。

被告門真市の主張する所が、まさに汚職や不正な便宜供与、不正なインサイダー情報提供やり放題の「暗黒行政」を招致するものであって、断じて許されないものであることは、この一例を見ても明らかである。

第 2 ; 当該法人と門真市が役員氏名を公開している実例

1 ; 「門真市社会福祉協議会」の発行する「かどま社協だより」において、同協議会は、その会長が西村美代子氏であることを常々公開している事実と、その「かどま社協だより」を被告門真市自らが、門真市広報に挟み込んで門真市内の全世帯に配布している事実を示すのが、甲第 39 号証（「平成 16 年 1 月 15 日発行」の「かどま社協だより」第 34 号の縮小コピー）である。

「かどま社協だより」は発行のたびに必ず門真市の「広報かどま」に挟み込まれて全戸配布されるものであるが、この広報配布は、門真市が自らの業務として、自治会やシルバー人材センターへの業務委託及び配送業者や郵便利用を通じて行なっているものである。

顔写真入りで門真市社会福祉協議会の会長の氏名を全市民に公表しておきながら、「会長が誰であるかは個人情報だから不開示」とする被告の支離滅裂さは、まさに「錯乱行政」と呼ぶにふさわしいものである。

2 ; 「守口門真商工会議所」の役員の一部、すなわち会頭と幹事については、被告は門真市議会での補助金交付団体についての決算審議資料として、毎年市議会議員に配布してきた。それを示す証拠が甲第 41 号証であり、その②を見れば、会頭 1 名と幹事 3 名の氏名が明かである。

議会に提出された資料は、議会公開の憲法原則から言っても、特段に秘密指定がない限りは全市民に対して公開の資料であることは言うまでもないから、この点からしても被告による同商工会議所役員氏名情報不開示決定は不当である。

3 ; 「財団法人門真市緑化推進センター」も同様に、同様であって役員の一部、すなわち理事長と幹事については、被告は門真市議会での補助金交付団体についての決算審議資料として、毎年市議会議員に配布してきた。それを示す証拠が甲第 47 号証であり、その②と③を見れば、理事長が松田正次氏、幹事が西村美代子氏と早崎元彦氏であることが、

「公開資料」として明かである。

第 3 ; 被告丸抱えに等しい「土地開発公社」等と議会の関係

1 ; 被告は「門真市土地開発公社」について、「公益法人ではあっても、補助金、助成金、交付金を支出していない法人であり、原告の請求対象にはならないと判断した」と述べて不開示を居直っているが、これは全く不当である。

同公社はなるほど「補助金、助成金、交付金」は市から受けていないものの、その所在地は門真市役所の本館 2 階の一室であり（甲第 40 号証）、この部屋の使用料や電気代も電話料金も全て無償で市から提供されている上に、平成 12 年 3 月当時はその理事長が被告門真市の助役である高枝清紀氏である（甲第 44 号証②）ほかに、甲第 50 号証に示されるように門真市の管理職職員 3 名者派遣を受け、それら役員と職員人件費の一切が被告門真市の負担であるという、まさに丸抱え団体というのが実態である。

従って、当然、原告からの「門真市が平成 12 年度に補助金・助成金・交付金を支出した公益法人の、役員の氏名・住所、がわかる文書」の開示請求に対しては、その請求対象の範疇に入る団体として、対処すべき所である。

2 ; また、「財団法人門真市文化振興事業団」、「財団法人門真市緑化推進センター」、「門真市土地開発公社」の 3 つの公益法人については、毎年第 2 回（6 月）定例議会で事業計画と収支予算書が議会に提出されて（甲第 42 号証・43 号証・44 号証①②）、市の総務部長・建設部長・市民生活部長がそれを本会議で説明し（甲第 45②③④号証）、第 3 回（9 月）定例議会では事業報告書と決算書が提出されて（甲第 46 号証・47 号証①②③・48 号証）、総務部長・建設部長・市民生活部長がそれを本会議で説明し（49 号証①②③④⑤）た上で、10 月に開催される決算特別委員会の審査対象になるというほどに、行政や議会と密接な関係を有しているのである。

このような議会での報告・審議の対象になっている公益法人の役員氏名が「個人情報だから不開示」などとは、全く言語道断の話であって、議会制民主主義と議会による行政チェックの原則からして到底許されるものではない。

第 4 ; 被告の主張や裁判所の「争点整理」に関して

1 ; 被告は、原告があたかも「門真市情報公開条例が憲法や情報公開法に違反した内容を規定している」と主張しているかのような書き方を「被告第 4 準備書面」で展開しているが、これは全く失当である。

原告は、「門真市情報公開条例が憲法や情報公開法に違反した内容を規定している」などとは全く主張していない。門真市情報公開条例の規定は憲法や情報公開法の要請している所に合致しているのに、被告が情報公開条例の規定を盾に取りながら、規定自身と制定趣旨や手引書ともあまりにかけ離れたデタラメかつ不当な解釈や運用を行なって恥じないので、その不当性を強く指摘するために、憲法や情報公開法を持ち出して論証

しているのである。

問題の本質は、公益法人の役員の氏名住所が、閣議決定によって当該公益法人や所轄官庁において「何人に対しても公開される情報」である以上、この情報は、門真市情報公開条例第6条(1)「個人に関する情報」のただし書きにあるくア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報>であって、「手引書の適用除外事項基準」(甲第3号証)で明示されている「その他何人でも閲覧することができる」とされている情報」に無条件に該当し、従って「これを開示することにより、場合により個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても、受認すべき範囲内にとどまると考えられる。」ものだということである。

2 ; 「ほかのどこで開示していようとも、門真市ではその情報を不開示にすべき個人情報だと考えて不開示執行する裁量の自由を持つ」という被告の主張の不当性は、憲法や情報公開法の論証や、公益法人の役員情報を不開示にした場合の公益の阻害実例の挙証によって歴然としており、被告はこれに何らまともな反論をなし得ていない。

3 ; 「争点整理」においては、「自らの発行物において代表などの一部役員の氏名を広く公表し、被告門真市がその配布を業務として行なっている団体」として、「門真市社会福祉協議会」を上げるべきである。

また、「行政を通じた議会への資料提出によって、代表や幹事など一部役員氏名が公開情報になっている団体」として「門真市社会福祉協議会」・「守口門真商工会議所」・「門真市文化振興事業団」・「門真市緑化推進センター」、 「門真市土地開発公社」を上げるべきである。

4 : また「争点整理」においては、原告の言論活動や議員としての調査報告活動、開示請求目的に欄に「暗黒錯乱行政の調査」と記入したことなどが、「個人への誹謗中傷」・「不当な個人攻撃」に該当するものなのかどうか、ぜひ「争点」として取り上げてもらいたい。

原告が何度も主張しているように、被告のこういった主張こそ原告への誹謗中傷であり、原告の名誉を不当に傷つけ、保護されるべき言論活動を不当に抑圧するものに他ならないが、被告は何ら論証もできず、事実も上げられないのに執拗に事実無根のでっち上げで原告を中傷し続けているから、これに対する裁判所の判断を当方は強く求めるものである。

なお、もちろんこのような被告の主張内容の検討以前の問題として、請求目的の如何を理由とした被告の不開示主張は違法であることは、既に論証し尽くしているところである。

以上。